



TOKIO MARINE
NICHIDO

2025年1月1日
以降始期用

ボランティア活動保険 の約款

普通保険約款、特約条項



B78

To Be a Good Company
東京海上日動

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

●賠償責任担保条項

- ① 保険金の請求書
- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書・調停調書・和解調書・被保険者と被害者の間の示談書
- ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したこと・その金額を証明する書類
- ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったこと・その金額を証明する書類
- ⑤ 争訟費用等の支出を証する領収書・精算書
- ⑥ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●傷害担保条項

- ① 保険金の請求書
- ② 弊社の指定する医師が作成した被保険者の診断書・死体検案書
- ③ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル 0120-720-110

(携帯電話・衛星電話からでもご利用いただけます)

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目 次〉

1. ご契約後、次のことにご注意ください	2
2. 約款の構成	3
3. ボランティア活動保険普通保険約款	4
4. 特約条項	24
●保険料に関する規定の変更特約条項	24
●ボランティア活動保険追加特約条項	31
●傷害不担保特約条項	32
●人格権侵害担保特約条項	32
●第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害および入院保険金追加支払特約条項	33
●特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項	33
●特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項	38
●細菌性食中毒等担保特約条項	43
●熱中症危険担保特約条項	43
●入院保険金・手術保険金支払日数延長および 通院保険金支払対象期間延長特約条項（1,000日用）	43
●後遺障害保険金の追加支払に関する特約条項	44
●保険料支払手段に関する特約	44
●共同保険に関する特約条項	44

1. ご契約後、次のことにご注意ください

- (1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

- (2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (3) 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- (4) 賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（支払う損害賠償金等）を補償する商品です。

したがって、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じない場合^{※1}は、補償対象外となりますので、ご注意ください^{※2}。

※1たとえば、台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。

※2法律上の損害賠償責任の発生を保険金をお支払いする条件としない補償については、この限りではありません。

- (5) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

ご契約いただいた保険には、次の表に掲げる約款および特約条項（「契約ごとに任意に適用される特約条項（主な特約条項）」については、保険証券に記載されたもの[※]）が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

適用される約款	必ず適用される特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項（主な特約条項）
ボランティア活動保険 普通保険約款	・保険料に関する規定の変更特約条項 ・ボランティア活動保険追加特約条項	・傷害不担保特約条項 ・人格権侵害担保特約条項 ・第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害および入院保険金追加支払特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項 ・細菌性食中毒等担保特約条項 ・熱中症危険担保特約条項 ・入院保険金・手術保険金支払日数延長および通院保険金支払対象期間延長特約条項（1,000日用） ・後遺障害保険金の追加支払に関する特約条項 ・共同保険に関する特約条項 等

※「保険料支払手段に関する特約」は、保険証券には表示されません。

3. ボランティア活動保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で、次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. ボランティア活動団体の構成員 イ. ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた者またはボランティア活動推進法人に登録した者
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次に掲げる活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償の活動を除きます。（交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。） ア. 所属ボランティア活動団体の会則（名称を問いません。）に則り企画、立案された活動 イ. ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動
ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。
ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。住居以外の施設を起点として出発し、または住居以外の施設に帰着する場合は、「住居」とあるのを「施設」と読み替えます。
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。

他の保険契約等	第2章賠償責任担保条項第1条（保険金を支払う場合）の損害または第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険期間	保険証券に記載された保険期間をいいます。ただし、保険契約が保険証券に記載された保険期間の途中で失効し、または解除された場合は、その失効日または解除日までの期間をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
競技等	競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 （ア）創傷処理 （イ）皮膚切開術 （ウ）デブリードマン （エ）骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 （オ）抜歯手術 イ. 先進医療に該当する診療行為であって治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すもの。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
先進医療	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

第2章 賠償責任担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、この担保条項ならびに第1章用語の定義条項および第4章基本条項の規定に従い、次の①または②の事故（以下この担保条項および第4章基本条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任（②の事故については、保管物について正当な権利を有する者に対して負担するものに限りま

- す。）を負担することによって被る損害（以下この担保条項および第4章基本条項において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- ① 次の事由による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
 - ア. 保険証券記載のボランティアによるボランティア活動中に発生した偶然な事由
 - イ. 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って提供した財物（以下この担保条項において「提供物」といいます。）に起因する偶然な事由
 - ウ. 保険証券記載のボランティアによるボランティア活動の結果に起因する偶然な事由
 - ② 保険証券記載のボランティアがボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取（詐欺を含みます。）

（２）（１）の規定は、次条に定める被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間における他の被保険者については、他人とみなします。ただし、次の者については他人とみなしません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

第2条（被保険者の範囲）

この担保条項において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 保険証券記載のボランティア
- ② ①に規定する者の監督義務者（監督義務者に代わって監督する者を含みます。）

第3条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
- ② 損害防止軽減費用
第7条（事故の通知）（１）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（ただし、下記③に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。ただし、提供物またはこれが一部を構成するその他の財物の回収、検査、修理、交換その他の措置を講じるために要した費用を除きます。
- ③ 緊急措置費用
第7条（１）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負わないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。
- ④ 争訟費用
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ⑤ 協力費用

第8条（損害賠償請求解決のための協力）（１）の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第4条（責任の限度）

- (1) 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- (2) 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

- (3) 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
 - ② 地震、噴火または津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する事故
 - ⑧ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
 - ⑨ 航空機、自動車等または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故
 - ⑩ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
 - ⑪ 提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます。
 - ⑫ 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
 - ⑬ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次の業務の遂行に起因する事故
- ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案（これらのために医療用の器具、器械または装置を使用した場合を含みます。）
- イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
- ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の損害賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 提供物の瑕疵による提供物自体の損壊に対する損害賠償責任

第7条（事故の通知）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のすべての事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、

その住所・氏名を、また損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。

- ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合にその権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第１条の損害の額から次に掲げる金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （１）①、②または⑥に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （１）③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ （１）④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第8条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（１）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第１条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第３条（損害の範囲）①の損害に対するもの）に限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第３条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（２）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第３条（損害の範囲）①の損害に対するものは第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時に、第３条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第３条①の損害に対するものは判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第１条の損害の額が確定した時
 - ② 第３条②から⑤までの損害に対するものは第１条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ 第3条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当社が第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （4）被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居しまたは生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居しまたは生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①または②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- （5）（4）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った場合は、その後に重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （6）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- （7）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（6）に規定する義務に違反した場合または（3）、（4）もしくは（6）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

この担保条項について他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3章 傷害担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、この担保条項ならびに第1章用語の定義条項および第4章基本条項の規定に従い、被保険者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故（以下この担保条項および第4章基本条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害（以下第4章基本条項において「傷害」といいます。）に対して、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）を支払います。
- （2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（被保険者の範囲）

この担保条項において被保険者とは、保険証券記載のボランティアをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。

- ① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。）、シンナー等（毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。）を使用した状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）のないものに対しては、その症状の原因が何であるにかかわらず、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用車を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間
- ③ 次のボランティア活動をしている間
 - ア. 海難救助ボランティア活動
 - イ. 山岳救助ボランティア活動
 - ウ. 野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動

- エ. チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- オ. 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

④ 職業または職務に従事している間

第5条（死亡保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額（以下この担保条項において「保険金額」といいます。）の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。）を死亡保険金として法定相続人に支払います。
- （2）法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。
- （3）（2）の場合において、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の法定相続人を代理するものとします。
- （4）（3）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する 保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
------	---	--------------------------------	---	-----------

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、（1）の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- （3）別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- （5）既に後遺障害のある被保険者が第1条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重的な場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する 保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する 等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
---------------------------------------	---	---------------------------------	---	--------

- （6）（1）から（5）までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。ただし、いかなる 場合においても、事故の発生の日からその 日を含めて180日を経過した後の入院に対し ては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額
--------------------	---	--	---	---------

（2）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、その処置日数を含みます。

（3）被保険者が（1）の入院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

（4）当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。）。

① 入院中（第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。）に受けた手術の場合

保険証券記載の 入院保険金日額	×	10	=	手術保険金の額
--------------------	---	----	---	---------

② ①以外の手術の場合

保険証券記載の 入院保険金日額	×	5	=	手術保険金の額
--------------------	---	---	---	---------

第8条（通院保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 通院保険金日額	×	通院した日数 (90日を限度とします。ただし、いかなる場 合においても、事故の発生の日からその日 を含めて180日を経過した後の通院に対し ては、通院保険金を支払いません。)	=	通院保険金の額
--------------------	---	---	---	---------

（2）被保険者が通院しない場合においても、別表3に掲げる部位にギプス等（ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等およびハーベストをいいます。以下同様とします。）を常時装着したときは、その装着日数について、（1）の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表3に掲げる部位にギプス等の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

（3）当社は、（1）および（2）の規定にかかわらず、前条（1）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（4）被保険者が（1）の通院保険金の支払を受けられる期間中にさらにその支払を受けられる傷害を被った場合

においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- （1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由なく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第1条の傷害が重大となった場合も、当会社は、（1）と同様の方法で保険金を支払います。

第11条（事故の通知）

- （1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(5)に規定する義務に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第11条（事故の通知）の通知または前条の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払に当たり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

第4章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害または傷害（以下この条項において「損害等」といいます。）に対しては、保険金を支払いません。

第2条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害等の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が損害等の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害等には適用しません。

第3条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場

合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害等に対しては、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害等には適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が損害等の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害等に対しては、第11条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第4条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第5条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故または傷害の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも（1）の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第6条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第7条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

- イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害等の発生後になされた場合であっても、(1) ①から⑤までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害等に対しては、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
 - ③ (1) ③アからオまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、(2) ②の規定による解除がなされた場合は、その傷害に対して支払う保険金のうち、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない者が受け取るべき金額に限ります。

第10条（被保険者の地位の喪失）

- (1) この保険契約の被保険者が複数である場合において、被保険者（その代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって加入申込書記載事項のうち重要な事項について当会社に対して知っている事実を告げずまたは事実と異なることを告げたときは、その被保険者は、当会社が行う保険契約者に対する書面による通知をもって、将来に向かってこの保険契約における被保険者の地位を喪失するものとします。
- (2) この保険契約の被保険者が複数である場合において、保険金請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったときは、当会社の保険契約者に対する書面による通知をもって、その該当の被保険者は、この保険契約における被保険者の地位を喪失するものとします。
- (3) (1) および (2) の規定により、その被保険者がこの保険契約における被保険者の地位を喪失した場合でも、当会社は、その被保険者が払い込んだ保険料相当額を返還しません。
- (4) (1) の規定による被保険者の地位の喪失が損害等の発生した後に生じた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第2条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第3条（通知義務）(2) の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更す

る必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した損害等には適用しません。

(6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第13条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第6条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間(失効した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第14条(保険料の返還—取消しの場合)

第7条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第15条(保険料の返還—解除の場合)

第2条(告知義務)(2)、第3条(通知義務)(2)もしくは(6)、第8条(保険契約者による保険契約の解除)、第9条(重大事由による解除)(1)または第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当会社または保険契約者が保険契約を解除した場合でも、当会社は、保険料を返還しません。

第16条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(被保険者が第2章賠償責任担保条項第10条(保険金の請求)(3)および(4)ならびに第3章傷害担保条項第12条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または傷害の原因および発生の状況、損害等の発生の有無ならびに被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額および事故と損害等との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果

の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

- ②（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （３）（１）および（２）に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第17条（時効）

第２章賠償責任担保条項第10条（保険金の請求）（２）または第３章傷害担保条項第12条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、保険金請求権は、時効によって消滅します。

第18条（代位）

- （１）損害等が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害等に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者および被保険者は、当会社に移転する（１）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。
- （４）（１）の規定にかかわらず、当会社が第３章傷害担保条項の保険金を支払った場合において被保険者またはその相続人が被保険者の傷害について取得した損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第20条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１ 第３章傷害担保条項第４条（保険金を支払わない場合—その２）①の運動等

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）、操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）、搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表２ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第１級	(１) 両眼が失明したもの (２) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (５) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	100%

	(6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

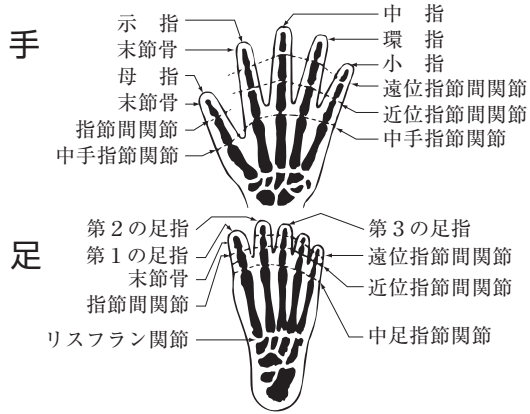
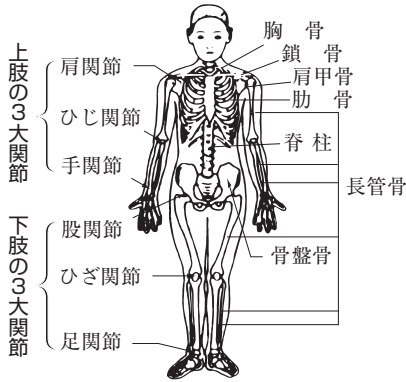
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	26%

	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの	7 %

	(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	
第 14 級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



別表 3 ギプス等の装着部位

1. 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）
3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

別表 4 保険金請求書類

提出書類 \ 保険金種類	死亡	障害 後遺	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
5. ボランティア活動に参加している間の事故であることが確認できるボランティア活動団体またはボランティア活動推進法人の証明書類	○	○	○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書	○				
7. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書		○	○	○	○
8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	○
9. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
10. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
11. 被保険者の戸籍謄本	○				
12. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人の指定がない場合）	○				
13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
14. 1. から13. までのほか当社が第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

4. 特約条項

●保険料に関する規定の変更特約条項

第 1 節 用語の定義

第 1 条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用 語	定 義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が 1 年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて 1 年間とし、保険期間が 1 年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ 1 年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが 1 年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第 2 節 保険料の払込み

第 1 条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故または発病した特定感染症の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日または特定感染症の発病の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは

は傷害または発病した特定感染症に対して保険金を支払います。

- ① 事故の発生の日または特定感染症の発病の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法―口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関（当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条(2) ②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、(1) の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が（１）に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第３節 保険契約の解除の特則

第１条（保険料不払による保険契約の解除）

- （１）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- ① 初回保険料について、第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第３条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第１条（１）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第４節第１条（１）②の通知を受けた場合または同節第１条（１）①もしくは同節第１条（２）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第４節第１条（４）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
 - ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条（２）②に規定する期日または同節第３条（１）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。
- （２）（１）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- （１）ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第４章基本条項第８条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- （２）普通保険約款第４章基本条項第８条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款第４章基本条項第８条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第３条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第４章基本条項第１１条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）または第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条(1)②の規定による解除の場合	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通保険約款第4章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合

② 普通保険約款第4章基本条項第3条(通知義務)(1)に定める通知を受けた場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当会社が(1)②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認を

する場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。)による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません((1) ①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1) ④の規定により解除できるときに限りです。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2) および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

第2条(追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ① 第2節第2条(保険料の払込方法－口座振替方式)
- ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)

イ. 普通保険約款第4章基本条項第11条(保険契約解除の効力)および第3節第3条(保険契約解除の効力)

ウ. 第2条(追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)

エ. 第3条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことを行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対して保険金を

支払います。

- ① 事故の発生の日または特定感染症の発病の日が、追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 事故の発生の日または特定感染症の発病の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1)の場合において、事故の発生の日または特定感染症の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日または特定感染症の発病の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した特定感染症に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生または特定感染症が発病した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第4章基本条項第3条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 事故の発生または特定感染症の発病の日時

第5節 その他事項

第1条(適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
 - ① 第4章基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)
 - ② 第4章基本条項第13条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

1 年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表2の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1 年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表 2 長期保険未経過料率

経過年月 保険期間	2 年	3 年
1 か月	7 日まで95% 15日まで93% 16日以上88%	7 日まで97% 15日まで95% 16日以上92%
2 か月	83%	88%
3 か月	78%	85%
4 か月	73%	82%
5 か月	68%	78%
6 か月	65%	77%
7 か月	63%	75%
8 か月	60%	73%
9 か月	58%	72%
10か月	55%	70%
11か月	53%	68%
1 年 0 か月	50%	67%
2 年 0 か月	0 %	33%
3 年 0 か月		0 %

- (注1) 経過年月について、1 か月未満の端日数は切り上げて1 か月とします。
- (注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

●ボランティア活動保険追加特約条項

第1条（被保険者の範囲）

この特約条項において、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任担保条項第2条（被保険者の範囲）①および第3章傷害担保条項第2条（被保険者の範囲）に規定する「保険証券記載のボランティア」とは、ボランティア活動推進法人またはその会員である法人（以下「単位法人」といいます。）にボランティアとして登録（所属するボランティア活動団体を通じての登録を含みます。）した、またはボランティアとしてその法人から委嘱（所属するボランティア活動団体を通じての委嘱を含みます。）を受けた自然人のうち、保険の加入手続が完了した者としします。

第2条（保険の加入手続）

この特約条項において、保険の加入手続とは、加入申込者が加入申込書に必要記載事項を記入のうえ、ボランティア活動推進法人または単位法人に提出し、その内容をボランティア活動推進法人または単位法人が確認し、受付印を押すまでの手続きをいいます。

第3条（各被保険者に対する保険責任期間）

当会社の各被保険者に対する保険責任期間は、次に掲げるとおりとしします。

- ① 保険期間開始前に保険の加入手続が完了した被保険者については、保険期間と同一
- ② 保険期間開始後に保険の加入手続が完了した被保険者については、加入手続が完了した日の翌日午前0時から保険期間終了時まで

第4条（名簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名およびボランティア活動の内容等を記載した名簿を加入手続を受付けたボランティア活動推進法人または単位法人に備え付けることとし、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに应符合しなければなりません。

第5条（通知）

保険契約者は、毎月末日を締切日とし、締切日前1か月間に加入手続を完了した者の数を、締切日後10日以内に前条の名簿に基づき、当会社に通知しなければなりません。

第6条（通知の遅滞または脱漏）

- （1）当会社は、前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その通知の締切日前1か月間に保険の加入手続を完了したすべての被保険者にかかる損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証し、その通知または脱漏のあった事項についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。
- （2）（1）ただし書きに該当する場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なく、これに対する保険料を当会社に支払わなければなりません。

第7条（保険料の支払い—その1）

保険契約者は、保険期間開始前に加入手続が完了した被保険者にかかる保険料については、第5条（通知）の通知月の翌月15日を払込期日とし、第5条の通知に基づき当社が算出した保険料（以下「保険料」といいます。）を払込期日までに当会社に支払わなければなりません。

第8条（保険料の支払い—その2）

保険契約者は、保険期間開始後に加入手続が完了した被保険者にかかる保険料については、第5条（通知）の通知月の末日を払込期日とし、保険料を払込期日までに当会社に支払わなければなりません。

第9条（保険料領収前の事故）

普通約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定にかかわらず、保険契約者が第7条（保険料の支払い—その1）または第8条（保険料の支払い—その2）の払込期日までに保険料を払い込まなかった場合は、当会社は、払い込まれなかった保険料にかかる被保険者の払込期日からその保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（保険契約の解除）

- （1）当会社は、普通約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 第1条（被保険者の範囲）の規定により被保険者とすべき者のすべてを被保険者としなかったとき。
 - ② 第5条（通知）の規定に違反したとき。
 - ③ 第7条（保険料の支払い－その1）または第8条（保険料の支払い－その2）の規定に違反したとき。
- （2）（1）③に掲げる事由によって当会社がこの保険契約を解除した場合は、普通約款第4章基本条項第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険契約解除の効力は、第7条または第8条の払込期日に遡及してその効力を生じるものとします。

第11条（読替規定）

普通約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）にある次の用語の定義を下表のとおり読み替えます。

用 語	定 義
ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする、保険証券記載の法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。

第12条（適用除外）

第7条（保険料の支払い－その1）および第8条（保険料の支払い－その2）の規定により当会社が請求する保険料については、保険料に関する規定の変更特約条項第2節および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定を適用しません。

第13条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

●傷害不担保特約条項

当会社は、この特約条項により、ボランティア活動保険普通保険約款第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）を支払いません。

●人格権侵害担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章賠償責任担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載のボランティア（以下「ボランティア」といいます。）がボランティア活動中にボランティアまたはボランティア以外の者が行った次に掲げる行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2章賠償責任担保条項第5条（保険金を支払わない場合－その1）に掲げる事由に起因する損害および同章第6条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる賠償責任に起因する損害のほか、次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者が行った不当行為に起因する賠償責任

第3条（読替規定）

この特約条項においては、普通約款を下表のとおり読み替えます。

普通約款の規定	読替前	読替後
普通約款第2章賠償責任担保条項第3条（損害の範囲）、同章第4条（責任の限度）（1）、同章第5条（保険金を支払わない場合－その1）、同章第7条（事故の通知）（1）、同章第10条（保険金の請求）（6）、第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）、同章第2条（告知義務）（5）、同章第3条（通知義務）（5）、同章第5条（調査）（1）および同章第16条（保険金の支払時期）（1）	事故	不当行為
普通約款第2章賠償責任担保条項第9条（先取特権－法律上の損害賠償金）（1）および同章第10条（保険金の請求）（1）	第1条（保険金を支払う場合）の事故	人格権侵害担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）の不当行為

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

●第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害および入院保険金追加支払特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次の事由のいずれかによってボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、同章第5条（死亡保険金の支払）、同章第6条（後遺障害保険金の支払）、同章第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）および（2）の規定によって支払われる保険金と同じ額を追加して支払います。

- ① 第三者（被保険者以外の者をいいます。以下この特約条項において同様とします。）の故意による加害行為。
ただし、その傷害が第三者の加害行為によって生じたものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が警察署に届け出た場合に限りします。
- ② ひき逃げ。ひき逃げとは、道路上における被保険者と自動車または原動機付自転車（これらに積載されているものを含みます。）との衝突・接触等の交通事故であって、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者がその事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

●特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」といいます。）が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- （2）（1）の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。

第2条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通約款別表2に掲げる 各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
------	---	------------------------------------	---	-----------

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、（1）の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

（3）普通約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 普通約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、普通約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、普通約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

（6）この特約条項の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条（後遺障害保険金の支払）および本条（1）から（5）までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第3条（入院保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額
----------------	---	---	---	---------

（2）当会社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。

（3）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処

置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。

(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第4条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の 通院保険金日額	×	通院した日数 (90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。)	=	通院保険金の額
--------------------	---	--	---	---------

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第5条（普通約款の支払保険金に関する特則）

(1) 普通約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条（後遺障害保険金の支払）および第2条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 普通約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条および第2条の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

(3) 被保険者がこの特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通約款第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当会社は、普通約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4) 第3条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者がこの特約条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通約款第3章傷害担保条項第1条の傷害を被ったとしても、当会社は、普通約款に規定する通院保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。

- ① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、普通約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。継続契約とは、普通約款およびこの特約条項に基づく保険契約の保険期間の末日（その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、その解除日）を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第8条（発病の通知）

(1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

② 入院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 通院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居しまたは生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居しまたは生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（当会社の指定医による診察の要求）

(1) 当会社は、第8条（発病の通知）の通知または前条の請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

第11条（普通約款の適用除外）

この特約条項の規定が適用される場合は、普通約款第3章傷害担保条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）、同章第4条（保険金を支払わない場合－その2）、同章第5条（死亡保険金の支払）、同章第6条（後遺障害保険金の支払）、同章第7条（入院保険金および手術保険金の支払）、同章第8条（通院保険金の支払）、同章第9条（死亡の推定）、同章第11条（事故の通知）、同章第12条（保険金の請求）および同章第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

第12条（普通約款の読替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えます。

普通約款の規定	読替前	読替後
第3章傷害担保条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）	被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った	特定感染症を発病した
	同条の傷害を被った	特定感染症を発病した
	事故	特定感染症
	同条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
第3章傷害担保条項第10条（2）	第1条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）	発生した事故による損害または傷害	発病した特定感染症
第4章基本条項第2条（告知義務）（3）③	損害等の発生前	特定感染症の発病前
第4章基本条項第2条（4） 第4章基本条項第3条（通知義務）（4）および（7） 第4章基本条項第9条（重大事由による解除）（3）	損害等の発生後	特定感染症の発病後
第4章基本条項第3条（4）および（7） 第4章基本条項第9条（3）	発生した損害等	発病した特定感染症
第4章基本条項第2条（5） 第4章基本条項第3条（5）	発生した事故による損害等	発病した特定感染症
第4章基本条項第9条（2）②および（4）③ 第4章基本条項第18条（代位）（4）	傷害	特定感染症

第13条（準用規定）

この特約条項に定めない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	保険金種類		
	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○

3. ボランティア活動中に特定感染症を発病したことを証明する医師の診断書	○	○	○
4. 後遺障害または感染症の程度を証明する医師の診断書	○	○	○
5. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○	○
6. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書	○	○	○
7. 被保険者の印鑑証明書	○	○	○
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
9. 1. から 8. までのほか当社が普通約款第 4 章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

●特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」といいます。）が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- （2）（1）の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。

第2条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通約款別表 2 に掲げる 各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	＝	後遺障害保険金の額
------	---	--------------------------------------	---	-----------

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、（1）の規定に従って算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- （3）普通約款別表 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一の事故により、2 種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 普通約款別表 2 の第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通約款別表 2 の第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通約款別表 2 の第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対す

る保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

(6) この特約条項の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条（後遺障害保険金の支払）および本条（1）から（5）までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第3条（入院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の入院保険金日額	×	入院した日数 (180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	=	入院保険金の額
----------------	---	---	---	---------

(2) 当会社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、その処置日数を含みます。

(4) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第4条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険証券記載の通院保険金日額	×	通院した日数 (90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。)	=	通院保険金の額
----------------	---	--	---	---------

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第5条（葬祭費用保険金の支払）

当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

第6条（普通約款の支払保険金に関する特則）

- （1）普通約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条（後遺障害保険金の支払）および第2条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- （2）普通約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通約款第3章傷害担保条項第6条および第2条の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- （3）被保険者がこの特約条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通約款第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったとしても、当社は、普通約款に規定する入院保険金を支払いません。
- （4）第3条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通約款に規定する通院保険金を支払いません。
- （5）被保険者がこの特約条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通約款第3章傷害担保条項第1条の傷害を被ったとしても、当社は、普通約款に規定する通院保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。
 - ① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （2）当社は、普通約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。継続契約とは、普通約款およびこの特約条項に基づく保険契約の保険期間の末日（その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、その解除日）を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第9条（発病の通知）

- （1）被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由なく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 葬祭見舞保険金については、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を支出した時
- （２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合またはその者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合またはこれらの者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （５）当社は、事故の内容または特定感染症の程度等に応じ、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当会社の指定医による診察の要求）

- （１）当社は、第9条（発病の通知）の通知または前条の請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- （２）（１）の規定による診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

第12条（代位）

- （１）当社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
- （２）（１）の規定にかかわらず、当社が葬祭費用保険金を支払うべき第5条（葬祭費用保険金の支払）の費用については、保険契約者または被保険者の親族が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が支払った葬祭費用保険金の限度内で、かつ、保険契約者または被保険者の親族の権利を害さない範囲で、当社に移転します。
- （３）保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（２）の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通約款の適用除外）

この特約条項の規定が適用される場合は、普通約款第3章傷害担保条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）、同章第4条（保険金を支払わない場合－その2）、同章第5条（死亡保険金の支払）、同章第6条（後遺障害

保険金の支払)、同章第7条(入院保険金および手術保険金の支払)、同章第8条(通院保険金の支払)、同章第9条(死亡の推定)、同章第11条(事故の通知)、同章第12条(保険金の請求)、同章第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)および第4章第18条(代位)の規定を適用しません。

第14条(普通約款の読替)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えます。

普通約款の規定	読替前	読替後
第3章傷害担保条項第10条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)	被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った	特定感染症を発病した
	同条の傷害を被った	特定感染症を発病した
	事故	特定感染症
	同条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
第3章傷害担保条項第10条(2)	第1条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)	発生した事故による損害または傷害	発病した特定感染症
第4章基本条項第2条(告知義務)(3)③	損害等の発生前	特定感染症の発病前
第4章基本条項第2条(4) 第4章基本条項第3条(通知義務)(4)および(7) 第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(3)	損害等の発生後	特定感染症の発病後
第4章基本条項第3条(4)および(7) 第4章基本条項第9条(3)	発生した損害等	発病した特定感染症
第4章基本条項第2条(5) 第4章基本条項第3条(5)	発生した事故による損害等	発病した特定感染症
第4章基本条項第9条(2)②および(4)③	傷害	特定感染症

第15条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	保険金種類			
	後遺障害	入院	通院	葬祭見舞費用
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. ボランティア活動中に特定感染症を発病したことを証明する医師の診断書	○	○	○	○
4. 後遺障害または感染症の程度を証明する医師の診断書	○	○	○	

5. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○	○	
6. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書	○	○	○	
7. 死亡診断書または死体検案書				○
8. 被保険者の戸籍謄本				○
9. 葬祭費用の支出を証明する書類				○
10. 被保険者の印鑑証明書	○	○	○	○
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
12. 1. から11. までのほか当社が普通約款第4章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

●細菌性食中毒等担保特約条項

第1条（普通約款の読替）

当社は、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えます。

「（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この保険契約に特定感染症危険担保特約条項が付帯されている場合は、その特約条項の規定に従い保険金を支払うべき法定・指定伝染病による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

●熱中症危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害担保条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、この特約条項により、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合は、普通約款第3章傷害担保条項に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。

第2条（普通約款の身体傷害の定義）

この特約条項が付帯された保険契約において、普通約款第3章傷害担保条項における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

●入院保険金・手術保険金支払日数延長および 通院保険金支払対象期間延長特約条項（1,000日用）

第1条（入院保険金および手術保険金の支払）

（1）当社は、この特約条項により、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第

3章傷害担保条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の規定中「180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院」とあるのは「1,000日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院」とします。

（2）普通約款第3章傷害担保条項第7条（1）の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の日からその日を含めて1,000日以内に普通約款第3章傷害担保条項第7条（4）に規定する手術を受けたときは、その規定にかかわらず、手術保険金を支払います。

第2条（通院保険金の支払）

当会社は、普通約款第3章傷害担保条項第8条（通院保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

●後遺障害保険金の追加支払に関する特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、ボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章傷害担保条項第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった同章第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

●保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段（*1）により、この保険契約の保険料（*2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

（*1）以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

（*2）追加保険料（*3）を含みます。以下この特約において同様とします。

（*3）契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

D14-41650(6)改定202409

1717-ER04-13092-202409